

歩 掛 関 係

平成27年4月1日以降

工事費の積算

① 直接工事費

1 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

「一般土木資材単価」の「資材単価」の「資材単価の決定について」（p総則－1～）を参照。

2 諸経費

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

諸雑費は、雑材料・小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するものである。

2) 単価表

(イ)歩掛表に諸雑費率が記載されているもの

所定の諸雑費率の限度いっぱいを目上する。なお、金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

(ロ)歩掛表に諸雑費率が記載されていないもの

諸雑費は計上しない。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

3 端数処理

(1) 端数処理

1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

2) 直接工事費計は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

3) 共通仮設費の各細別ごとの積み上げ金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

5) 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

6) 一般管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

② 間接工事費

1 諸経費の取扱い

(1) 橋梁支承(鋼製支承ならびにゴム支承)の諸経費の取扱いは下記表による。

新設・補修	橋種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
新設	綱橋	×	×	○
	PC橋	○	○	○
補修	綱橋	○	○	○
	PC橋	○	○	○

○は対象とする ×は対象としない

(2) 鋼製砂防構造物(スリット構造およびバットレススクリーン構造に限る)の間接工事費の取扱い

	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
鋼製砂防構造物	×	×	○

○は対象とする ×は対象としない

2 運搬費

離島地区における本土からの重機分解組立による運搬については、往復の場合、フェリー運賃を4回(2×2)回別途計上する。トラック台数については、表1により算出する。

表1 12tトラック換算台数

機械区分	12tトラック換算台数算出式(台)	
ブルドーザ	0.0680Wk + 0.53	
クローラクレーン系(基本ブーム装備)	0.0946Wk - 0.27	
トラッククレーン機械式(基本ブーム装備)	0.0708Wk - 1.07	
クローラ式杭打機	0.0963Wk - 0.23	
オールケーシング掘削機クローラ式	0.0885Wk + 0.04	
地盤改良機械	0.0799Wk + 0.83	
トラッククレーン油圧式	0.0587Wk - 1.00	
オールケーシング掘削機据置式・前旋回型	0.0460Wk + 2.58	
中間ブームクローラクレーン系及び	~30t吊り	0.05L
トラッククレーン機械式	35t吊り~	0.10L

(注)1. Wkは機械質量であり、「請負工事機械経費積算要領」別表第1に記載されている機械質量とする。

2. Lは中間ブーム長であり、装着ブーム長から基本ブーム長(表6.10)を減じて求める。

3. 算出された換算台数は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

表6.10 基本ブーム長

機械名	吊り能力 t吊り以上	基本ブーム長	摘要
	~t吊り未満		
クローラクレーン系 機械ロープ式	~50	9	注) 35t吊りは9.5m
	50~100	12	
	100~	18	
クローラクレーン系 油圧ロープ式	~50	10	
	50~100	13	
	100~	18	
トラッククレーン 機械式	~50	9	注) 35t吊りは9.5m
	50~100	12	
	100~	15	

3 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費等に含まれる処分費を含む。

なお、準備費等とは、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費をいう。

2. これにより難しい場合は別途考慮するものとする。

4 「長崎県産業廃棄物税相当額」の取扱い

「長崎県産業廃棄物税相当額」は間接工事費等の率計算の対象としない。

土木工事標準積算基準書（総則・共通編）について
下記のとおり改定いたします。

1. 改訂内容

- 1) 第1編 第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分
(2) 共通仮設費率の補正 該当ページ：I-2-②-7

- 2) 第1編 第2章 ②間接工事費 3. 現場管理費
(3) 現場管理費率の補正 該当ページ：I-2-②-39-40
(7) 現場管理費の計算 現場管理費率標準値 該当ページ：I-2-②-41-42

- 3) 第1編 第3章 ①一般管理費等 4. 一般管理費等率の補正
一般管理費等率及び算定式 該当ページ：I-3-①-2

2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
市 街 地		2.0
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部：施工地区が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

ハ) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合の取扱い

共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。

ニ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (共通仮設費率(K_r) + 施工地域・工事場所を考慮した補正値)

ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表による。

3) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正

イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第2表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	1.2
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注) 施工地域区分は以下のとおりとする。

大都市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。

3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1（第1表～第4表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部：施工地区が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を採用する。

ハ) 現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合の取扱い

現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正值の大きい方を適用する。

4) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、積算時の類似価格とする。

3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力量（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。

(6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費等に含まれる処分費を含む。

なお、準備費等とは、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費をいう。

2. これにより難い場合は別途考慮するものとする。

(7) 「長崎県産業廃棄物税相当額」の取扱い

「長崎県産業廃棄物税相当額」は間接工事費等の率計算の対象としない。

(7) 現場管理費の計算

- 1) 施工時期, 工事期間, 大都市を考慮した計算
 現場管理費 = 対象純工事費 × {(現場管理費率標準値 × 補正係数) + 補正值}
 対象純工事費: 純工事費 + 支給品費 + 無償貸与機械等評価額
 ただし, 現場管理費率標準値は, 別表第1 (第1表, 第2表) による。
 補正係数は, (3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。
 補正值は, (3)1) 施工時期, 工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。
- 2) 施工時期, 工事期間, 施工地域, 工事場所を考慮した計算
 現場管理費 = 対象純工事費 × (現場管理費率標準値 + 補正值)
 対象純工事費: 純工事費 + 支給品費 + 無償貸与機械等評価額
 ただし, 現場管理費率標準値は, 別表第1 (第1表~第4表) による。
 補正值は, (3)1) 施工時期, 工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域, 工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1 現場管理費率標準値

第1表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし, 変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		28.22	52.6	-0.0395	23.20
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事		39.06	105.6	-0.0631	28.56
P C 橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は, 砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし, 変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		51.14	316.8	-0.1257	31.27
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第3表

対象額		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
工種区分		下記の率とする	A	b	
		共同溝等工事	(1)	48.95	
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第4表

対象額		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
工種区分		下記の率とする	A	b	
		コンクリートダム		22.60	
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$$N_p : \text{純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

(注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(8) 現場管理費入力基準表

施工歩掛コード	施 工 単 位	式
J 1 条件	施工地域・工事場所を考慮した補正及び大都市を考慮した補正施工地域等区分番号入力 (表 8.1)	
J 2 条件	・当初設計は〔0〕又は空白 ・変更設計の場合は前設計の現場管理費(千円単位) (保存してない場合に入力)	
J 3 条件	積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合は補正率(%)を入力し、補正しない場合は、〔0〕又は空白	
J 4 条件	緊急工事の場合は〔1〕を入力し、補正しない場合は、〔0〕又は空白	
J 5 条件	砂防・地すべり工事で堤体高 20m 以上の場合は、〔1〕を入力し、補正しない場合は、〔0〕又は空白	
条件区分	近接工事との調整を行う場合で、現工事が補正されている場合は、〔1〕を入力する。 補正されていない場合は、〔0〕又は空白	
J 6 条件	近接工事との調整を行う場合で、現工事に現場管理費率の補正がある場合は、現工事の合計補正值(%)を入力。 補正されていない場合、又は調整しない場合は、〔0〕又は空白	
J 7 条件	支給品として扱う桁等購入費(円)その他の場合は〔0〕又は無記入	
数 量	1	

表 8. 1 施工地域等区分

施 工 地 域	入力番号
市 街 地	①
山間僻地又は離島	②
地方部で施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	③
地方部で施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	④
大 都 市	⑤

(注) 入力番号①～④は、施工地域・工事場所を考慮した補正に適用する。

- (注) 1. J 6 条件の合計補正值には、砂防・地すべり工事で堤体高 20m 以上の場合の 2% 補正は含めないこと。
 2. J 1 条件の施工地域・工事場所を考慮した補正においては、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事は適用しない。また、大都市を考慮した現場管理費率の補正は、鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事、道路維持工事のみ適用する。

2 付 加 利 益

- (1) 法人税，都道府県民税，市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与金
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は，1及び2の額の合計額とし，別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

なお，一般管理費等の算定上，対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は，別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。
- (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い
前払金支出割合の相違による補正までを行った値に，別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。
- (3) 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは，当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (4) 自社製品の取扱い（プレテン桁，組立式橋梁，規格ゲート，標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について
自社製品であっても，他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1

一 般 管 理 費 等 率

- (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%

- (2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242 \quad (\%)$$

ただし， G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（単位円）

(注) 1. G_p の値は，小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2

一 般 管 理 費 等 率 の 補 正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

また，前払金の対象とならない工事（請負額が100万円未満の工事や伐採工事等）には，この補正は適用しない。

港湾・漁港請負工事積算基準について
下記のとおり改定いたします。

1. 改訂内容

- 1) 第1部 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費
 3. 現場管理費 表-③現場管理費率 該当ページ : 2-2-10
補足資料-1 表-②現場管理費率 該当ページ : 2-2-(3)

- 2) 第1部 第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等
 2. 一般管理費等率の補正 表-④一般管理費等率 該当ページ : 2-3-1

- 3) 第1部 第2章 工事費の積算 4節 その他
 - ①一時中止に伴い増加する現場経費率 該当ページ : 2-4-2

- 4) 第2部 第2章 請負工事費の積算 1節 製作原価の積算
 - 2-2間接製作費 表-2.1.15間接労務費率 該当ページ : 2-6

- 5) 第2部 第2章 請負工事費の積算 2節 据付工事原価の積算
 - 2-2間接工事費 表-2.2.5現場管理費率 該当ページ : 2-11

- 6) 第2部 第2章 請負工事費の積算 4節 一般管理費等の積算
 - 表-2.5.1標準一般管理費等率 該当ページ : 2-14

- 7) 第3部 第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務
 - 2-2業務委託料の積算 (4)一般管理費等 該当ページ : 1-1-3

- 8) 第3部 第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務
 - 2-4諸経費 別表第1 該当ページ : 2-1-4

- 9) 第3部 第3編 地質調査業務 1節 地質調査業務
 - 2-4諸経費 別表第1 該当ページ : 3-1-4

掲載頁

港湾・漁港請負工事積算基準 改定内容

第1部
第2章2節
間接工事費
2-2-10

表-③ 現場管理費率

対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
港湾 浚渫工事	22.83 %	88.7	-0.0861	14.03 %
工事 構造物工事	23.57 %	42.3	-0.0371	19.11 %

対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
海岸工事	26.90 %	104.0	-0.0858	17.57 %

現場管理費率の算定式

$$J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、
 J_o : 現場管理費率 (%)
 N_p : 純工事費 (円)
 a, b : 定数値

第1部
第2章2節
間接工事費
2-2-(3)

表-② 現場管理費率

対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
港湾 構造物工事	21.83 %	89.9	-0.0898	15.18 %
海岸工事				

現場管理費率の算定式
 $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$
 ただし、
 J_o : 現場管理費率 (%)
 N_p : 純工事費 (円)
 a, b : 定数値

第1部
第2章3節
一般管理費
2-3-1

表-④ 一般管理費等率

工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
一般管理費等率	20.29 %	-4.63586	51.34242	7.41 %

一般管理費等率の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、
 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (円)

表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正

前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

港湾・漁港請負工事積算基準 改定内容

掲載頁
第1部
第2章4節
その他
2-4-2

①一時中止に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^a - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^a \right\} \right] \pm \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、
 dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（%、小数第4位四捨五入3位止め）
 （前記1-1-2、2）(1) ②に示す率項目）
 J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）
 N：一時中止日数（日）
 ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。
 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A：
 B：
 a：
 b：

各工種毎に決まる係数「表-1 工種区分別の現場経費率係数表」

表-1 工種区分別の現場経費率係数表

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	重要港湾 地方港湾(1)	地方港湾(2) 地方港湾(3) [一般交通等の影響あり]	地方港湾(3) [一般交通等の影響なし]			
港湾浚渫工事	<u>109.5</u>	<u>105.5</u>	<u>99.9</u>	-0.0709	0.7347	0.2713
港湾構造物工事	<u>202.4</u>	<u>195.8</u>	<u>185.3</u>	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事	<u>115.2</u>	<u>111.4</u>	<u>105.5</u>	-0.1120	<u>1.6285</u>	<u>0.2498</u>

第2部
第2章1節
製作原価の積算
2-6

表-2.1.15 間接労務費率

工種区分	間接労務費率(%)	
	総トン数100GT未満	総トン数100GT以上
船舶製作	25	<u>40</u>
	<u>45</u>	
	25	
船舶修理	25	<u>40</u>
	<u>45</u>	
	75	
ケーソンヤード設備	75	
鋼製付属設備	60	

第2部
第2章2節
据付工事原価の積算
2-11

表-2.2.5 現場管理費率

対象額	現場管理費率			
	300万円以下	300万円を越え5億円以下		5億円を越えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
ケーソンヤード設備	<u>21.30%</u>	<u>47.16</u>	<u>-0.0533</u>	<u>16.22%</u>
鋼製付属設備				

第2部
第2章4節
一般管理費等の積算
2-14

表-2.5.1 標準一般管理費等率

対象額	標準一般管理費等率
500万円以下	<u>21.78%</u>
500万円を越え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただしG ₁ ：標準一般管理費等率(%) C ₁ ：対象額(単位：円)
30億円を越えるもの	<u>11.78%</u>

注) G₁の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第3部
1編1節
1-1-3

(3) その他原価
 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。
 $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$
 ただし、αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。
 また、係数（α / (1 - α)）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(4) 一般管理費等
 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。
 $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$
 ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。
 また、係数（β / (1 - β)）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

掲載頁

港湾・漁港請負工事積算基準 改定内容

第3部
2編1節
2-1-4

2-4 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

別表第1

直接測量費	50万円 以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を超え るもの
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>

第3部
3編1節
3-1-4

2-4 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1により対象額（直接調査費＋間接調査費）ごとに求めた諸経費率を当該対象額に乗じて得た額とする。

別表第1

直接調査費 ＋間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	<u>52.0%</u>	<u>335.58</u>	<u>-0.135</u>	<u>29.3%</u>

電気通信設備積算基準書について
下記のとおり改定いたします。

1. 改訂内容

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| 1) VII編 第2章 工事費の積算 ⑤間接工事費 4 機器間接費 | 2. 機器管理費 |
| (3)積算方法 | 該当ページ：VII-2-11 |
| (3)積算方法 (ハ) | 該当ページ：VII-2-12 |
| (3)積算方法 別表3、別表4 | 該当ページ：VII-2-14 |

掲載頁	電気通信設備積算基準書																													
第七編第二章 ⑤間接工事費 VII-2-11	9) 雑費 1)から 8)までに属さない諸費用 (2) 機器管理費の算定 1) 機器管理費の算定は、別表第 3 の対象機器単体費に従って、適用区分ごとに求めた機器管理費率を機器単体費に乗じて得た額の範囲内とする。 (3) 積算方法 $\text{機器管理費} = \text{対象額 (機器単体費の合計)} \times \text{機器管理費率}$																													
第七編第二章 ⑤間接工事費 VII-2-12	(f) 機器管理費の対象となる機器単体費は「①機器・材料区分」の機器に該当するものの合計額をいう。 (g) 機器管理費率は別表第 3 とする。 (h) 機器の製作のみを行う場合、機器を支給する場合等には、機器管理費率は別表第 4 に定める補正係数を別表第 3 で算定した機器管理費率に乗じて得た率とする。																													
第七編第二章 ⑤間接工事費 VII-2-14	別表 第 3 <div style="text-align: center;">機器管理費率</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">対象機器単体費 適用区分</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1,400 万円以下</td> <td colspan="2" style="width: 50%; text-align: center;">1,400 万円を超え 2 億円以下</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2 億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td style="text-align: center;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">項目</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機器管理費率 [%]</td> <td style="text-align: center;">18.22</td> <td style="text-align: center;">42380.2</td> <td style="text-align: center;">-0.4711</td> <td style="text-align: center;">5.21</td> </tr> </table> <p>(2)算定式</p> <p style="color: red;">【機器管理費率算定式】</p> $L = A \cdot E^b$ <p>ただし L : 機器管理費率 [%] E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円] A、b : 変数値</p> <p style="color: red;">(注) L の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。</p> <p>別表 第 4</p> <div style="text-align: center;">機器管理費率の補正</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">種 別</th> <th style="width: 40%;">補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">機器製作及び据付調整を行う場合</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>機器製作のみを行う場合</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td>機器を支給する場合</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">上記を複合した場合</td> <td style="color: red; text-align: center;">補正係数算定式により算出された係数 (h)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">(注) 別表第 3 で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。</p> <p>(2) 算定式</p> <p style="color: red;">【補正係数算定式】</p> $h = \frac{E_a + (E_b + E_c)}{E} \times 0.5$ <p>ただし h : 補正係数 E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円] E_a : E のうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位 : 円] E_b : E のうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位 : 円] E_c : E のうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位 : 円]</p> <p style="color: red;">(注) h の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。</p>	対象機器単体費 適用区分	1,400 万円以下	1,400 万円を超え 2 億円以下		2 億円を超えるもの	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	項目		A	b		機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711	5.21	種 別	補正係数	機器製作及び据付調整を行う場合	1.0	機器製作のみを行う場合	0.5	機器を支給する場合	0.5	上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)
対象機器単体費 適用区分	1,400 万円以下		1,400 万円を超え 2 億円以下		2 億円を超えるもの																									
	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																										
項目		A	b																											
機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711	5.21																										
種 別	補正係数																													
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0																													
機器製作のみを行う場合	0.5																													
機器を支給する場合	0.5																													
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)																													

**機械設備積算基準書について
下記のとおり改定いたします。**

1. 改訂内容

1) 第1章 一般共通 第5 請負工事費の積算

11 設計技術費、一般管理費等の項目別対象表

- ・表-1・3 間接労務費率
- ・表-1・4 工場管理費率
- ・表-1・6 共通仮設費率
- ・表-1・7 現場管理費率
- ・表-1・8 据付間接費率
- ・表-1・9 標準設計技術費率
- ・表-1・10 標準一般管理費等率

平成27年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表

現 行

改 訂

備 考

表-1・2 スクラップの該当品目

材 料 名	スクラップの該当品目
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	へビーH1
ステンレス鋼板・銅板 ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	ステンレス鋼板：ステンレス新断 板：銅くず（並）
形鋼・平鋼	へビーH1
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	普通棒鋼・丸鋼：鋼ダライ粉A ステンレス鋼棒・丸鋼：ステンレス新断
鋼管、銅管などの管材	鋼管：へビーH1 銅管：銅くず（並）
鋳鉄	銑ダライ粉A
鋳鋼	鋼ダライ粉A
銅合金鋳物	黄、青銅くず 鋳物（並）
鍛鋼	鋼ダライ粉A
アルミニウム合金鋳物	アルミくず 機械鋳物

(注) 表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。

表-1・3 間接労務費率

工 種 区 分	間接労務費率(%)	備 考
水門設備、除塵設備 ダム施工機械設備	75	水門設備のうち河川用小形水門は 除く
河川用小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	60	
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	90	

表-1・3 間接労務費率

工 種 区 分	間接労務費率(%)	備 考
水門設備、除塵設備 ダム施工機械設備	75	水門設備のうち小形水門設備は除 く
小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	60	
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	90	

表-1・4 工場管理費率

工 種 区 分	工場管理費率(%)	備 考
水門設備、除塵設備 ダム施工機械設備	20	水門設備のうち河川用小形水門は 除く
河川用小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	25	
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	35	

表-1・4 工場管理費率

工 種 区 分	工場管理費率(%)	備 考
水門設備、除塵設備 ダム施工機械設備	20	水門設備のうち小形水門設備は除 く
小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	25	
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	35	

平成27年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表

備考

改訂

現行

表-1・6 共通仮設費率

対象額	300万円以下	5億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。
工種区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
	A	b
水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	19.81	8.41
揚排水ポンプ設備（新設）、除塵設備	17.80	7.60

表-1・6 共通仮設費率

対象額	300万円以下	5億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。
工種区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
	A	b
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	19.81	8.41
揚排水ポンプ設備（新設）、除塵設備	17.80	7.60

表-1・6 共通仮設費率

対象額	300万円以下	1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。
工種区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
	A	b
揚排水ポンプ設備（維持修繕）	25.92	6.61

表-1・6 共通仮設費率

対象額	300万円以下	1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。
工種区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
	A	b
揚排水ポンプ設備（維持修繕）	25.92	6.61

表-1・6 共通仮設費率

対象額	300万円以下	2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。
工種区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
	A	b
道路付帯設備（トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備）	24.01	9.07

表-1・6 共通仮設費率

対象額	300万円以下	2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。
工種区分	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
	A	b
道路付帯設備	24.01	9.07

(1) 算定式

$$K r = A \cdot P^b$$

ただし K r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) K r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

(1) 算定式

$$K r = A \cdot P^b$$

ただし K r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) K r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

平成27年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表

現 行 改 訂 備 考

表-1・7 現 場 管 理 費 率

対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの
	適用区分 下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
工種区分	A	b	
水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	20.62	41.99	-0.0477
揚排水ポンプ設備、除塵設備	22.64	87.29	-0.0905

対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの
	適用区分 下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
工種区分	A	b	
道路付帯設備 (トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備)	20.56	49.41	-0.0588

(1) 算定式

$$J_o = A \cdot P^b$$

ただし J_o : 現場管理費率 (%)

P : 対象額 (円)

$A \cdot b$: 変数値

(注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・7 現 場 管 理 費 率

対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの
	適用区分 下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
工種区分	A	b	
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0533
揚排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	105.57	-0.0998

対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの
	適用区分 下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
工種区分	A	b	
道路付帯設備	21.78	59.51	-0.0674

(1) 算定式

$$J_o = A \cdot P^b$$

ただし J_o : 現場管理費率 (%)

P : 対象額 (円)

$A \cdot b$: 変数値

(注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・8 据 付 間 接 費 率

工 種 区 分	据付間接費率(%)		備 考
	新設	維持修繕	
水門設備	水門等	130	
	河川用小形水門設備	80	
ゴム引布製起伏ゲート設備	新設	90	
	維持修繕	90	
揚排水ポンプ設備		140	
除塵設備		110	
ダム施工機械設備		110	
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計、消融雪設備		110	
道路排水設備・共同溝付帯設備		90	
ダム管理設備(流木止設備以外)		130	
流木止設備		80	
鋼製付属設備		65	単独工事に適用

表-1・8 据 付 間 接 費 率

工 種 区 分	据付間接費率(%)		備 考
	新設	維持修繕	
水門設備	水門等	130	
	小形水門設備	80	
ゴム引布製起伏ゲート設備	新設	90	
	維持修繕	90	
揚排水ポンプ設備		140	
除塵設備		110	
ダム施工機械設備		110	
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計、消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備		110	
道路排水設備・共同溝付帯設備		90	
ダム管理設備(流木止設備以外)		130	
流木止設備		80	
鋼製付属設備		65	単独工事に適用

平成27年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表

現 行		改 訂		備 考
対象額	1000万円以下	1000万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの	
	適用区分 下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。	
工種区分	A	b		
河川用水門、ダム用水門、放流管、取水設備、小容量放流設備用ゲート・バルブ	3.32	23.589	-0.1217	1.89
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07
トンネル換気設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの	
適用区分 下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。	下記の率とする。	
工種区分	A	b		
河川用小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953	1.24
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72
車両重量計	3.55	25.921	-0.1289	2.21
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953	1.24

(1) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし Se : 設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

(1) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし Se : 設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

平成27年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表

現 行		改 訂		備 考	
表-1・10 標準一般管理費等率					
対 象 額	標準一般管理費等率	対 象 額	標準一般管理費等率		
500万円以下	16.03%	500万円以下	21.78%		
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.5434 \text{Log}(C_1) + 26.368$ ただし、 G_1 ：標準一般管理費等率(%) C_1 ：対象額(単位：円)	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、 G_1 ：標準一般管理費等率(%) C_1 ：対象額(単位：円)		
30億円を超えるもの	11.74%	30億円を超えるもの	11.78%		
(注) G_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。					
表-1・11 前払金支出割合補正係数					
前払金支出割合 区 分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00
(注) なお、各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。					
表-1・12 機器単体費補正係数					
$R = 1 - \frac{K}{1.25}$					
ただし、R：機器単体費補正係数(小数) K：工事原価に占める機器単体費の比率(小数)					
(注) R及びKは、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。					
					現行のおり

**設計業務等標準積算基準書について
下記のとおり改定いたします。**

1. 改訂内容

- (1) 第1編測量業務 第1章 第1節 1-4測量業務費の積算方式
別表第1 (1)諸経费率標準値 [該当ページ1-1-3] 別紙1参照

- (2) 第2編地質調査業務 第1章 第1節 1-3地質調査業務費の積算方式
別表第1 (1)諸経费率標準値 [該当ページ2-1-5] 別紙2参照

- (3) 第3編設計業務 第1章 第1節 1-3業務委託料の積算
(二)一般管理費等 [該当ページ3-1-2] 別紙3参照

1-4 測量業務費の積算方式

1-4-1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

1. 測量作業費

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} \\ &\quad + (\text{成果検定費}) \end{aligned}$$

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1又は別表第2により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

3. 測量調査費

測量調査費については、「設計業務等積算基準」による。

なお、測量調査についての運用は別表3による。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数	91.2%	371.23	- 0.107	51.7%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：諸経费率（単位：%）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A，b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

別表第 1

(1) 諸経费率標準値

対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値)&"\$	'')"),	0.%)	'&,%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A， b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下 1 位止めとする。

(イ) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。
一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1. 建設コンサルタントに委託する場合

イ 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

ロ 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

(ロ) 直接経費

直接経費は、2のイの(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。

2のイの(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(ハ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、 β %とする。

(ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$